

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1321号)

平成27年10月23日

横情審答申第1321号

平成27年10月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年2月20日都筑地振第1409号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「青少年のための夢づくり講座の委託契約について（夢スタジオ）（平成21年度都筑地振第153号）」、「横浜都筑文化施設プロジェクト「外尾悦郎講演会」の後援名義の使用承諾について（平成25年度都筑地振第915号）」、「横浜都筑文化施設プロジェクト“サクラダファミリアの日本人彫刻家 講演会”の行事終了届について」及び「平成26年度都筑区区民活動補助金の交付について」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「青少年のための夢づくり講座の委託契約について（夢スタジオ）（平成21年度都筑地振第153号）」、「横浜都筑文化施設プロジェクト「外尾悦郎講演会」の後援名義の使用承諾について（平成25年度都筑地振第915号）」、「横浜都筑文化施設プロジェクト“サクラダファミリアの日本人彫刻家 講演会”の行事終了届について」及び「平成26年度都筑区区民活動補助金の交付について」を一部開示とした決定について、横浜市長がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示とすることが妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添資料以外の「都筑の文化 夢スタジオ」に関する書類の一切」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年11月25日付で行った「青少年のための夢づくり講座の委託契約について（夢スタジオ）（平成21年度都筑地振第153号）」、「横浜都筑文化施設プロジェクト「外尾悦郎講演会」の後援名義の使用承諾について（平成25年度都筑地振第915号）」、「横浜都筑文化施設プロジェクト“サクラダファミリアの日本人彫刻家 講演会”の行事終了届について」及び「平成26年度都筑区区民活動補助金の交付について」（以下「本件申立文書」という。）を一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）のうち電話番号及び銀行口座番号の個人情報を除く部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第5号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

個人の氏名、住所、個人印の印影、電子メールアドレス、FAX番号、所属及び連絡先については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

(2) 情報公開条例第7条第2項第3号ア及び第5号の該当性について

ア 「平成26年度都筑区区民活動補助金の交付について（以下「区民活動補助金施行文書」という。）」の各団体の申請額及び評価の結果並びに主な意見は、当初の決定において、公にすることにより、当該団体の事業に対し、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるため、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当するとして非開示とした。

イ 区民活動補助金施行文書の懇談会委員の氏名及び所属は、当初の決定において、区民活動補助金懇談会で委員の意見を受け、区の内部における検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第5号に該当するとして非開示とした。

ウ しかしながら、本件異議申立てを受けて改めて検討したところ、当該文書に含まれている各団体の申請額については、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「協働条例」という。）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならないものと認められること、また、評価の結果、主な意見並びに懇談会委員の氏名及び所属については、審査に当たり評価表に基づいて検討し、及び協議した結果であり、これらは情報公開条例第7条第2項第3号ア及び第5号に規定する開示しないことができる情報には該当しないと判断した。

なお、当該非開示部分については、答申を受けた後、開示する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、電話番号及び銀行口座番号の個人情報を除き、本件申立文書の全部を開示する、との決定を求める。
- (2) 実施機関が一部開示とした本件申立文書は、既に公にされている情報である。また、都筑文化芸術活動場（愛称：都筑の文化 夢スタジオ。以下「夢スタジオ」という。）に関する文書は、協働条例の公開の基本原則に基づき、開示されることが妥当であると考える。
- (3) 申立人は、「夢スタジオ管理運営委員会」と「横浜都筑文化プロジェクト」のメンバー構成から、夢スタジオの運営に対する疑念を抱いている。また、夢スタジオ

利用に当たって、優先枠についての規則も不透明で、仕組みが分からぬ状態である。

5 審査会の判断

(1) 夢スタジオに係る事務について

ア 夢スタジオは、都筑区中川中央一丁目の文化施設用地に、区民から事業提案書の提出を受け、都筑区民の音楽や演劇等の練習・活動の場として、市民活力推進局文化振興部文化振興課（当時。現在の文化観光局文化芸術創造都市推進部文化振興課。以下「文化振興課」という。）が暫定的に整備した区民利用施設である。夢スタジオは、都筑区内で文化芸術活動や文化芸術の振興に取り組む区民で構成する団体により運営されている。当該団体は、夢スタジオ運営に関する事業提案を行い、協働事業として都筑区と管理運営に関する協定を締結している。さらに、都筑区から夢スタジオの無償提供を受け、管理運営経費を自ら確保した上で施設運営を行っている。

イ 当該施設は平成20年12月8日に開館し、当初は平成23年3月31日までを暫定利用期間としていたが、地元からの要望も強いことから、平成23年度以降についても、年度毎に暫定利用期間を更新している。

ウ 夢スタジオについては、文化振興課が施設の整備を担当し、都筑区総務部区政推進課が施設の管理を担当している。都筑区総務部地域振興課（以下「地域振興課」という。）は、都筑区内の文化振興及び市民活動・生涯学習の所管部署として、夢スタジオとの関わりがある。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が開示請求書に添付している文書以外の夢スタジオに関する文書一切のうち、地域振興課において保有しているもの全てである。

申立人は、本件申立文書のうち電話番号及び銀行口座番号の個人情報を除く全ての非開示部分の開示を求めると主張しているため、当審査会では、電話番号及び銀行口座番号を除く非開示部分について以下判断する。

(3) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができる

と規定している。

イ 本件申立文書に記載されている個人の氏名、住所、個人印の印影、電子メールアドレス、FAX番号及び役員の所属は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 協働条例の規定に基づき開示する部分について

ア 実施機関は、本件処分時には区民活動補助金施行文書のうち、各団体の申請額、評価の結果及び主な意見を情報公開条例第7条第2項第3号アに該当するとして非開示とし、また、懇談会委員の氏名及び所属を同項第5号に該当するとして非開示としていた。しかし、本件異議申立てを受けて改めて検討したところ、協働条例第7条第4項の規定に基づき、上記非開示部分を開示する決定に変更すると説明している。そのため協働条例の規定に基づき開示する決定に変更する部分を除き、個人印の印影等の非開示部分の妥当性について判断する。

イ 当審査会では、協働条例の規定に基づき開示する決定に変更するという実施機関の説明について、横浜市市民協働条例施行規則（平成25年2月横浜市規則第15号。以下「規則」という。）に基づく閲覧の実施状況も含め確認したところ、次のとおり説明があった。

実施機関では、市民から区民活動補助金施行文書について閲覧の申出があった場合に当該文書を実施機関から直接、閲覧させる方法で情報提供を行っている。本件請求に当たっては、規則上一般の閲覧に供しなければならない文書を特定した上で、本件処分を行っている。

ウ 協働条例第8条第3号では、市及び市民協働事業を行う市民等は、当該事業についてその情報を公開することが定められており、同条例第7条第4項においても、助成金の交付や施設の優先的使用の申請とその結果について規定する書類を一般の閲覧に供しなければならない、とされている。

エ このことから、実施機関においては、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、利便を考慮した適切な措置を取るとともに、協働条例の趣旨を踏まえて、一般の閲覧に供するよう情報提供に努めるべきである。

オ なお、協働条例の規定に基づく開示部分を除く非開示部分については、前記(3)イで述べたとおり、情報公開条例第7条第2項第2号に基づき、個人に関する情

報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、結論として非開示妥当と認めざるを得ない。

(5) その他

申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を情報公開条例第7条第2項第2号に該当するため一部開示とした決定について、実施機関がなお非開示とすべきとしている部分は、非開示とすることが妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年2月20日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会) 平成27年4月21日 (第269回第二部会) 平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・諮問の報告
平成27年6月26日 (第273回第二部会)	・審議
平成27年7月10日 (第274回第二部会)	・審議
平成27年7月24日 (第275回第二部会)	・審議
平成27年8月28日 (第276回第二部会)	・審議
平成27年9月25日 (第278回第二部会)	・審議